

2022（令和4年）年10月1日から 歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されます



1. 歯科健診の対象は、有害な業務に常時従事する労働者に対して実施を義務付け

有害な業務（労働安全衛生法施行令第22条第3項）

塩素、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

2. 10月1日からは労働者数に関係なく、すべての対象となる事業場に報告が義務付け

3. 有害な業務に係る「歯科健康診断結果報告書」が新設されました

今回の改正で報告様式も変更となっています。お手数ですが10月1日から新様式を使用してくださいますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

報告にかかる変更点!!

- ・ 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- ・ 定期健康診断結果の報告書の様式が変更されました。
(歯科健診の記載欄がなくなりました。)

各種健康診断結果報告書の様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードして下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html>